

(案)

荒川将来像計画 地区別計画 【江東区】

荒川の将来を考える協議会



NEXT ARAKAWA

令和7(2025)年 ○月

まえがき

区内を流れる荒川の下流部は、明治末期の 2 度の大洪水を契機として洪水からまちを守るためにつくられた人工の放水路ですが、完成して約 100 年経った現在では人工のものとは思えないほど、ひとつの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡っては、生物多様性の要所となり、身近な自然とのふれあいをもたらし、心豊かで快適な暮らしに欠かせない場、また、イベント・スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、更には、地震時の資材輸送路や物資搬入の場として、多様な機能が求められています。

「荒川将来像計画」は荒川下流部の河川環境の整備と保全について、「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から、様々な意見を幅広く聴き、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象にめざすべき川づくりを示す「全体構想書」と、今後概ね 20～30 年に実施する具体的な取組をまとめた「推進計画」及び沿川自治体ごとに実施する具体的な取組事項等をまとめた「地区別計画」の 3 部構成となっています。これらの計画は、平成 8(1996)年に「荒川将来像計画全体構想書 1996（以降、全体構想書 1996）」及び「荒川将来像計画地区計画書（以降、地区計画書）」が策定されました。その後「荒川将来像計画 2010 推進計画（以降、2010 推進計画）」及び「荒川将来像計画 2010 地区別計画（以降、2010 地区別計画）」が策定され、沿川住民の協力を基に、「荒川将来像計画」の実現に取り組んで参りました。

この度、「全体構想書 1996」、「地区別計画書」の策定から約 25 年、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」の策定から約 10 年が経過したことから、社会情勢の変化やこれまでの取組状況等を考慮し、「全体構想書 1996」、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」を改定する運びとなりました。

本「荒川将来像計画地区別計画（令和 7(2025)年○月策定、以降、地区別計画）」は、「全体構想書 1996」及び「2010 推進計画」が「荒川将来像計画全体構想書（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、全体構想書）」及び「荒川将来像計画推進計画（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、推進計画）」として改定されたことをふまえ、荒川下流部の沿川自治体（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）が沿川住民と協働で川づくりを行うための具体的な取組事項等を取りまとめたものです。

なお、地区別計画は、荒川下流部の沿川自治体と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により検討し、あらゆる人の意見を踏まえて策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

江東区長

国土交通省荒川下流河川事務所長

荒川将来像計画地区別計画〔江東区編〕目次

1. 地区別計画とは	1-1
1.1. 計画の位置づけ	1-1
1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念	1-2
1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して	1-2
1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)	1-4
1.3. 検討体制	1-5
2. 荒川の川づくりの考え方	2-1
2.1. まちづくりの中での荒川の役割	2-1
2.1.1. 計画のテーマ	2-1
2.1.2. CITY IN THE GREEN とは	2-1
2.1.3. 計画の基本方針（河川や水辺づくりに関わる基本方針）	2-3
2.1.4. 荒川の役割（「地区別取組方針」より抜粋）	2-4
2.2. 川づくりの基本方針	2-5
2.3. 土地利用計画	2-6
2.4. ブロック別計画	2-7
2.4.1. 現況土地利用	2-7
2.4.2. ブロック区分	2-8
2.4.3. ブロック別計画	2-11
2.5. 浸水対応型まちづくり	2-27
3. 荒川の維持・管理の考え方	3-1
3.1. 基本的な考え方	3-1
3.1.1. 維持・管理の検討背景	3-1
3.1.2. 維持・管理上の課題	3-2
3.1.3. 維持・管理計画の手法	3-2
3.2. 行政と沿川住民の役割	3-3
3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理	3-3
3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理	3-4
3.2.3. 沿川住民が行う維持管理	3-4
3.2.4. 協働で行う維持管理	3-5
3.3. 河川敷の占用状況	3-6
3.4. 自らできる川づくり支援の仕組み	3-8
4. 計画の実施に向けて	4-1
4.1. 推進の仕組み	4-1
4.2. 計画書の周知	4-1
4.3. 計画のフォローアップ	4-1
4.4. 計画の変更プロセス	4-2

1. 地区別計画とは

第1章では、計画の位置付け、理念、検討体制など、地区別計画のあらましを示します。

1.1. 計画の位置づけ

地区別計画は、「推進計画」の改定を受け、荒川下流部の沿川自治体が主体となって、それぞれの地区における今後概ね20～30年間の川づくりの取組と今後の維持・管理の方針をとりまとめたものです。

本計画では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するための取組と沿川住民との協働による河川管理を進めていくことを記載しており、本計画に基づき整備、維持管理を進めていきます。

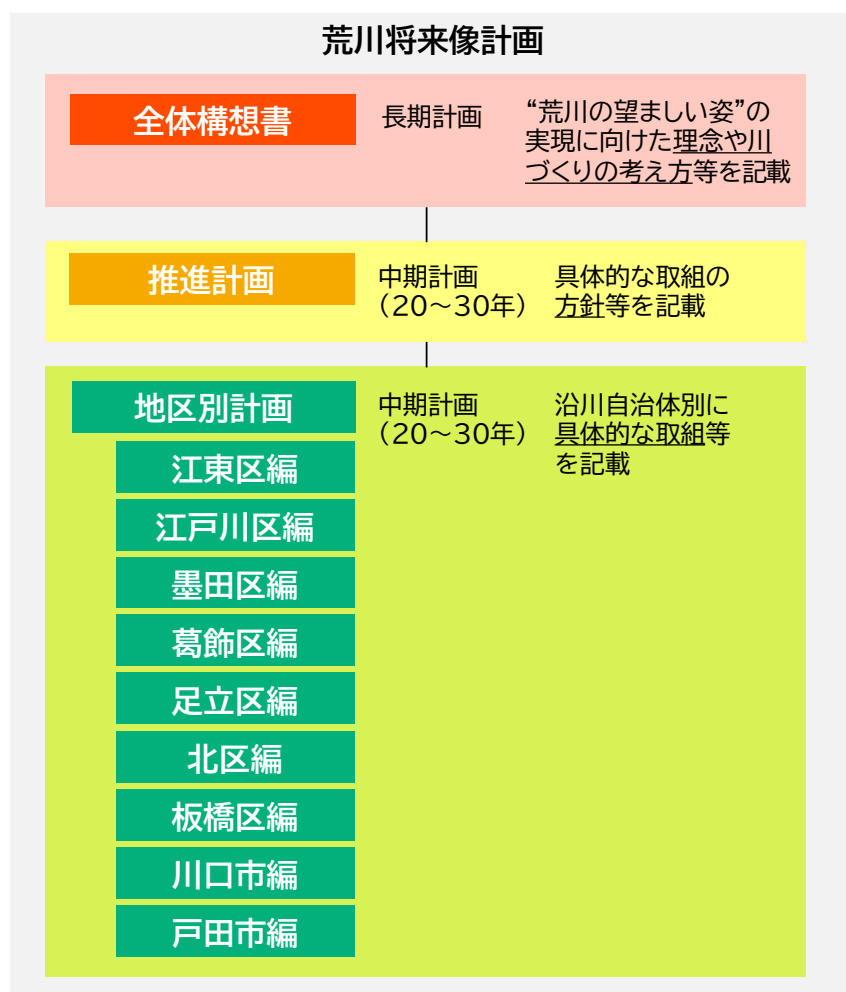


図 1-1 地区別計画の位置づけ

1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念

1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり” を目指して

「全体構想書」では、荒川が培ってきた多様な機能や価値をより一層発展させ、治水、利水、利用環境、自然環境のバランスのとれた荒川を創り上げていくために、“健康・Well-Being な川づくり” をテーマとし、荒川と荒川に関わる「まち」と「ひと」が共に健康・Well-Being な状態に変容していくことをめざしていきます。

「推進計画」では、荒川下流グリーンインフラを含めた川づくりを通じて、全体構想書に示す理念に基づき、次の観点で“健康・Well-Being な川づくり” をめざしていきます。

●多くの生き物を育む荒川

(取組内容)

荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地の保全や新たな自然地の創出・再生をしていきます。

●河川空間の節度ある利用ができる荒川

(取組内容)

河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用にあたってのマナーが悪い例やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成すると共に、あらゆる人が気持ちよく過ごすことのできる水辺空間や雰囲気づくりを進めていきます。

また、多くの利用者のニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるエリア別活用法を示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていきます。

●安心して快適な暮らしができる安全な荒川

(取組内容)

水害から沿川住民の生命と財産を守る治水事業を推進すると共に、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を進めていきます。

また、平常時より非常時を意識し、地震時等を対象にした他計画を参考にしながら、救援活動や災害復旧活動、一時避難場所等に河川敷や河川を円滑に活用できる取組のほか、輸送路としての緊急用河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）を確保し、リスクマネジメントを実施していきます。

●あらゆる人が川と触れ合い、あらゆる人がくつろげる荒川

(取組内容)

荒川下流部の現状の管理水準を維持しながら、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、沿川住民と協働しつつ自らできる河川管理の取組を推進します。

●きれいで豊かな水が流れる荒川

(取組内容)

荒川本川の水質向上をめざし、あらゆる人が安全に親しめる水辺を創出していきます。

1.2.2. 流域治水 (River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

水災害対策のみならずグリーンインフラも含めた様々なプロジェクトを流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組む考え方は、荒川将来像計画の理念“健康・Well-Beingな川づくり”にも通ずるものがあるため、「流域治水」の考え方も取り入れ、あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てるという姿勢で取り組みます。

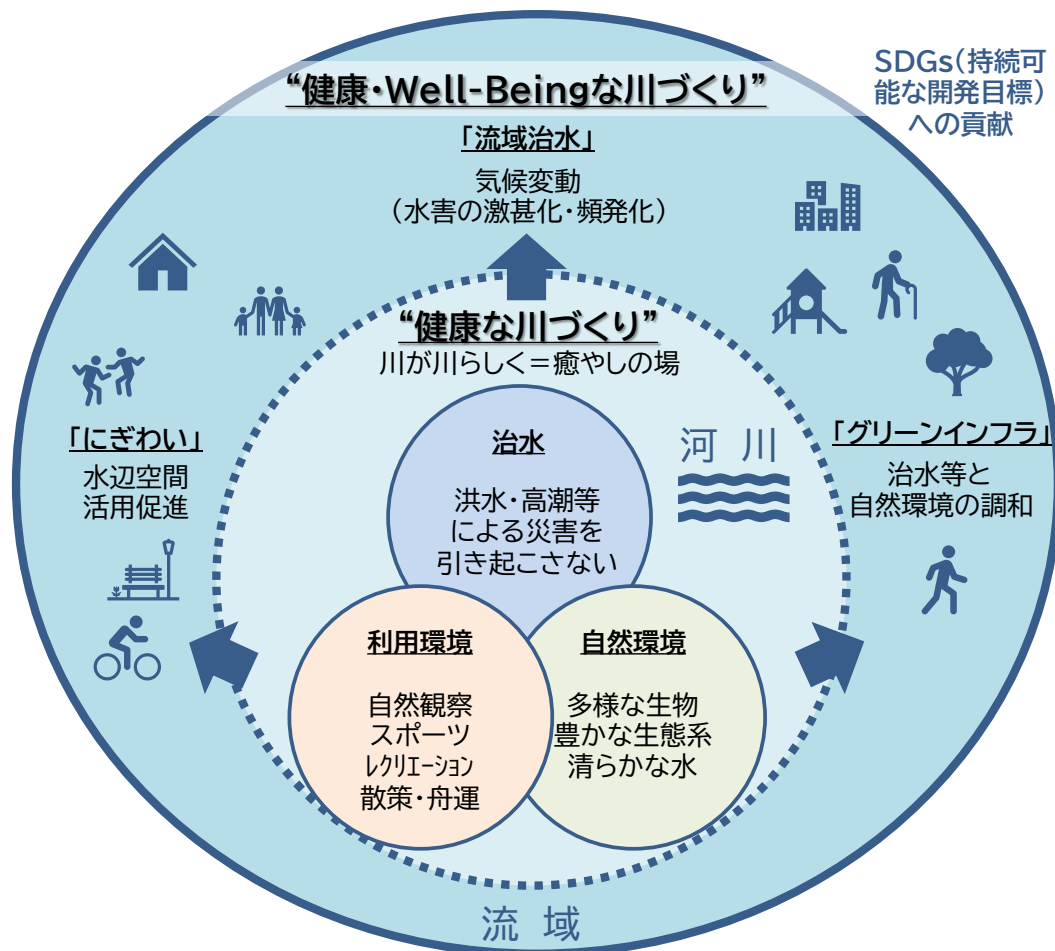


図 1-2 “健康な川づくり” から“健康・Well-Being な川づくり”へ

1.3. 検討体制

地区別計画は、沿川自治体及び荒川下流河川事務所により原案を作成したうえで、パブリックコメント・学識経験者からの助言、主たる占有者や沿川自治体からの意見聴取結果に基づき策定や改定を行います。

地区別計画策定後は、ブロックごとの取組内容の進捗状況の把握や、河川敷の利用状況等を把握するため、定期的にフォローアップを実施し、必要に応じて内容の見直しを図ります。

なお、計画のフォローアップ結果に応じて、今後の対応等を継続的に検討するものとします。

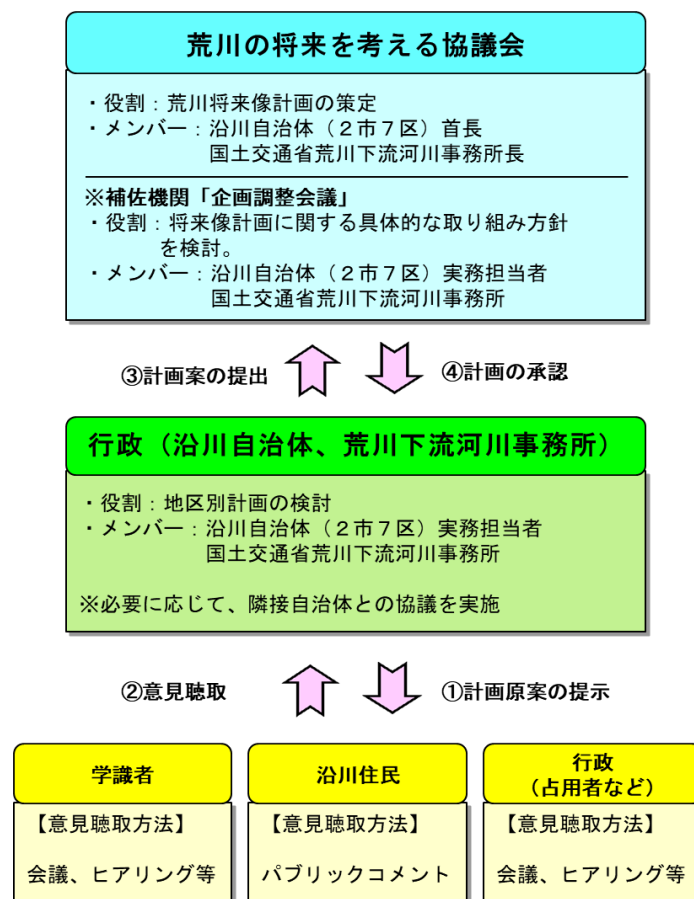


図 1-3 地区別計画の検討体制

2. 荒川の川づくりの考え方

地区別計画は、「荒川将来像計画」の策定からこれまでの整備の進捗状況、成果や課題を明らかにしたうえで、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。第2章では、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取組の内容を示します。

2.1. まちづくりの中での荒川の役割

※出典：「江東区みどりの基本計画」（R2.3）より構成

2.1.1. 計画のテーマ

みどりの中の都市(CITY IN THE GREEN)の実現

2.1.2. CITY IN THE GREEN とは

江東区は、南に東京湾、西に隅田川、東に荒川、まちなかを縦横に走る河川や運河に囲まれ、東京でも例のない水辺に恵まれた街です。また、水辺を活かした親水公園や大きな樹木が育った大規模な公園、「材木のまち」として栄えた文化を伝える公園など、特色ある公園にも恵まれており、こうしたみどりは、将来に引き継ぐべき江東区の貴重な財産です。

「CITY IN THE GREEN」とは、江東区が目指すみどりのまちづくりの基本となる考え方であり、「都市の中のみどり」ではなく、「みどりの中の都市」をイメージしています。



図 2-1 みどりの将来構造

出典：「江東区みどりの基本計画」（R2.3）

<みどりの将来構造>

区の特徴である、東京湾や荒川、隅田川、小名木川を「みどりの動脈」、地域の中心となる公園・緑地を「みどりの拠点」として位置付け、自然環境の保全やみどりの多様な機能の向上により、江東区の骨格となるみどりの充実を目指します。

また、「みどりの拠点」と「みどりの動脈」を河川・運河、親水公園、幹線道路の街路樹、緑道等の「みどりのみち」でつなぐことで、環境、生物多様性、防災等をはじめとするみどりの多様な機能が発揮できる「みどりのネットワーク」を充実させます。

さらに、区全域で様々な緑化施策を推進し、区全体に「みどりの網」を張り巡らせ、みどりの機能＝グリーンインフラを活用することで、「みどりの中の都市（CITY IN THE GREEN）」を実現していきます。

区分	設定の考え方	凡例	将来構造実現の方向性
みどりの動脈	広域的な環境を支える海や河川及び区の骨格を形成している河川		東京湾や河川は、まとまりのある貴重なオープンスペースであり、生き物の生息可能な自然環境となっています。とくに東京湾からの新鮮な空気がまちに流れることで、快適な都市環境が形成されています。こうした自然環境を保全するとともに、水辺を活かしたみどりの美しい景観の形成を目指します。 また、水辺を活かした施設づくりやレクリエーション利用、水辺の賑わい創出を進め、水辺の魅力向上を目指します。
みどりの拠点	みどりの多様な機能を発揮し、地域の中心となる公園緑地		市街地における貴重なクールスポットとして、また、生き物の生息・生育場所としてまとまりのある緑地や剣山な樹木の生育の推進、防災意識を高めるとともに、災害時に安心して避難できる防災活動の中核を担う拠点としての機能の充実、国内外の人が楽しめる環境・レクリエーション拠点としての空間の整備等、地域の中心的なみどりの拠点として多様な機能の向上を目指します。
みどりのみち	みどりの動脈やみどりの拠点をつなぐ河川・運河、親水公園、幹線道路、緑道		みどりの動脈やみどりの拠点をつなぐ河川・運河、親水公園、幹線道路、緑道では、区民・事業者・区の協働による緑化を進め、風の道の形成やエコロジカルネットワーク、避難路の確保等、環境改善、生物多様性、防災をはじめとする緑の多様な機能を発揮する「みどりのネットワーク」の形成を目指します。
みどりの網	区全域（区全体に網目状のみどりを増やす観点から）		区全域において、公共施設、大規模集合住宅等の緑化を進めるとともに、住宅地や工業地等でも接道部緑化や壁面緑化、屋上緑化といった様々な緑化施策を推進することによって、みどり豊かな美しいまちを目指します。

2.1.3. 計画の基本方針（河川や水辺づくりに関わる基本方針）

みどりの中の都市（CITY IN THE GREEN）の実現に向けて、以下の4つの基本方針を設定しています。

基本方針1 みどりを水彩都市・江東の魅力づくりに活かします

東京湾に接するとともに区内を河川や運河が流れる等、“水辺”は江東区の大きな特徴です。こうした水辺を活かしたみどりのネットワークづくりやまちなかでの緑化を進めることで、みどり豊かなうおいのあるまちなみを形成していきます。同時に、歴史・文化資源や東京2020大会のレガシーを活かしたにぎわいづくりを展開することで、みどりを水彩都市・江東の魅力づくりに活かしていきます。

基本方針2 みどりをより柔軟に使えるようにします

親水公園やスポーツ施設のある公園、歴史・文化を伝える公園等、区内には多様な公園があります。こうした各公園や地区の特徴を活かした公園づくりを、区民・事業者等との協働により進めることで、みどりを保全しながら、みんなが楽しく公園を活用できる環境を整え、子育てや健康づくり等、暮らしの中にみどりがある新たなライフスタイルを実現していきます。

また、みどりを育む機運を高め、公園だけでなく道路の植栽帯やベランダ、オープンスペース等の様々な場所で、緑化活動の活性化を図るとともに、事業者やNPO等との連携により、区民からのニーズの高い農体験の機会を拡充することで、多様なみどりを活かしたコミュニティづくりを進め、みどりをより柔軟に使えるようにしていきます。

基本方針3 みどりを安全と生命を支えるために充実させます

大規模な公園等が避難場所として位置付けられています。一方、区内には木造住宅密集地域がみられる等、防災性を高める必要があります。そのため、オープンスペースの確保や安全な避難路の確保等、みどりを安全を支えるために充実していきます。

また、地球温暖化やヒートアイランド現象を緩和するとともに、熱中症の予防等ヒートアイランド現象へ適応するために、クールスポットや風の道の形成等により涼しさを感じられる環境づくりを進める等、みどりを生命を支えるために充実していきます。

基本方針4 みどりをみんなで守り育て伝えます

みどりを守り、育てていくためには、区民、事業者、区が協働して緑化を進めていく必要があります。そのために、区民や事業者によるみどりの保全・創出活動を支援するとともに、次の世代を担う人材育成を進め、持続可能なみどりのある暮らしを実現していきます。

また、こうしたみどりの活動の輪を広げていくために、みんなでみどりの大切さを共有することを目指し、区で進めているCIGの取組や区民や事業者によるみどりの活動等を広く情報発信することで、みどりをみんなで守り育て伝えていきます。

2.1.4. 荒川の役割（「地区別取組方針」より抜粋）

前述の4つの基本方針に基づいて、具体的な荒川の役割を以下のように示します。

1. みどりを水彩都市・江東の魅力づくりに活かします

- ・貴重なオープンスペースとして保全するとともに、水辺のレクリエーション活用を図り、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間を形成していきます。
- ・生物多様性に配慮した水辺と一体的な緑化を進め、貴重な生物の生息環境を保全していきます。
- ・ポケットエコスペースの適切な維持管理を行うことにより、エコロジカルネットワークの形成を進めていきます。
- ・樹木の適切な維持管理を行うとともに、都立夢の島公園、都立若洲海浜公園や各公園を結ぶ東京港臨海道路等の緑化を東京都に働きかけ、緑のネットワークの形成を進めていきます。

2. みどりをより柔軟に使えるようにします

- ・みどりの拠点として区民のスポーツ・レクリエーションや自然観察、区民の憩いの場としての環境づくりを進めていきます。
- ・水辺に沿ったウォーキングやランニングなどを快適に行える健康づくりの場の提供を推進していきます。

3. みどりを安全と生命を支えるために充実させます

- ・新砂リバーステーションを災害救助や復旧支援活動の拠点として活用していきます。
- ・樹木の適切な維持管理等により、緑陰の確保を進めクールスポットの形成を推進していきます。

4. みどりをみんなで守り育て伝えます

- ・健全な河川環境を維持するため、ごみ拾いや草刈り・草抜き、動植物の調査等を実施していきます。
- ・荒川・砂町水辺公園のポケットエコスペースや新砂干潟を活用した環境教育等により、次世代を担う人材を育成していきます。
- ・荒川に隣接する下水道局砂町水再生センターは、まとまった緑地が整備されており、水辺から飛来してくる生物にとって貴重な生育環境となっていることから、引き続き生物多様性に配慮した緑地の充実を東京都に働きかけていきます。

2.2. 川づくりの基本方針

●基本方針

- 自然とのふれあいの場としてや環境学習の場として、荒川の河口部の自然環境をみんなで豊かに守り育てていきます。
- 区民の郷土愛やコミュニティ形成に寄与する場として、荒川を活用した地域のレクリエーション拠点を確保していきます。
- 陸上との結節点となる新砂リバーステーションを活用し、災害時の多様なネットワークを確保していきます。

みどりの将来構造では、東京湾や荒川、隅田川、小名木川といったみどりの動脈と、区内を縦横に流れる河川、運河といったみどりのみちが位置づけられています。

そこで、荒川を活かした緑の保全を図り、区民の心身の健康を養い、心のやすらぎを得る川としていくとともに、自然とふれあい、スポーツやレクリエーションを楽しむ場としていきます。



荒川砂町水辺公園

2.3. 土地利用計画

荒川将来像計画では、荒川下流部の面的な利用状況を区分するため、河川敷の土地利用を以下に示す6つに分類することとしております。

また、推進計画においては、現状の河川敷利用状況を踏まえながら、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていく「自然系ゾーン」、主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適切な利用を図っていく「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

地区別計画では、このゾーニングに基づき、現状の利用状況や沿川住民の意見を踏まえ、以下に示す区分に従って水際を含むゾーニング内部の詳細な土地利用区分を設定します。

表 2-1 荒川将来像計画におけるゾーニングと土地利用区分の考え方

推進計画 ゾーニング	地区別計画で 設定する土地利用区分		新しい区分	
			目的	利用例
自然系ゾーン	自然地	自然保全地	現存する自然環境を保全する (荒川の川らしい姿を形成するための整備・維持管理を実施)	モニタリング調査
		自然利用地	市民が自然環境に親しむ (誰もが身近に触れ合える自然地として整備・維持管理を実施)	自然体験活動、自然観察、釣り、散策、サイクリング、草摘み、虫取り
	利用地	多目的地	多目的に利用 (誰もが多目的に利用できる場として、自然度を向上させるような整備・維持管理を実施)	散策、サイクリング、ピクニック、球技以外のスポーツなどを含み誰もが自由に出入りできる緑地・公園・休憩施設等
		ゴルフ場	ゴルフに利用 (市民への敷地開放に向けた自然度の向上を検討)	ゴルフ
		土砂仮置き場	治水整備に伴う土砂の仮置き場として利用する (仮置き場として利用しない場合は、自然度の高い場所として維持管理を実施)	河川工事の施行用地
		グラウンド (各種競技場)	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う (芝生化など、自然度向上に向けた検討を実施)	野球、サッカー、テニス、ゲートボール、陸上競技等
利用系ゾーン	利用施設	その他	スポーツ以外の特定の目的で使用	利便施設(休憩施設、ベンチ・四阿、トイレ、駐車場)、船着場、緊急用河川敷道路等

2.4. ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じて区分されたブロックごとの整備の考え方を示します。

2.4.1. 現況土地利用

江東区の荒川河川敷は、河口～2.3km に位置しており、その低水路幅は約 300m です。河川敷の面積は、約 16ha であり、その内訳は自然地为 6ha、グラウンドや公園・緑地等の利用地为 10ha となっています。

表 2-2 現況土地利用
(令和 4(2022)年度時点)

土地利用項目	面積
自然地	4.2ha
干潟(自然地)	1.8ha
多目的地	5.8ha
ゴルフ場	0.0ha
利用施設	3.5ha
土砂仮置き場	0.0ha

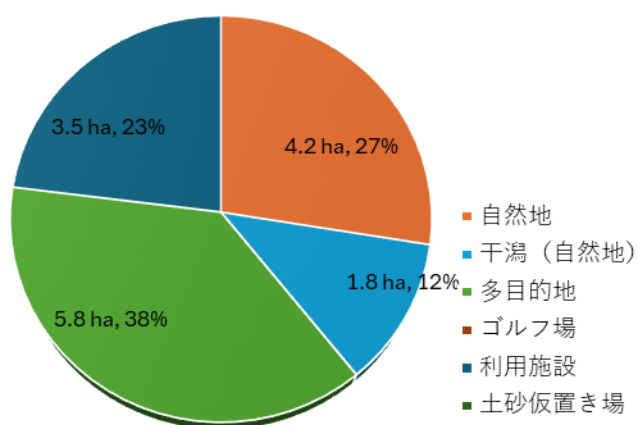


図 2-2 現況土地利用 (令和 4(2022)年度時点)



河川敷のテニスコート

2.4.2. ブロック区分

推進計画の基本方針や地先の立地特性を踏まえ、本地区の整備にあたってのブロック区分を行うと下図のとおりとなります。

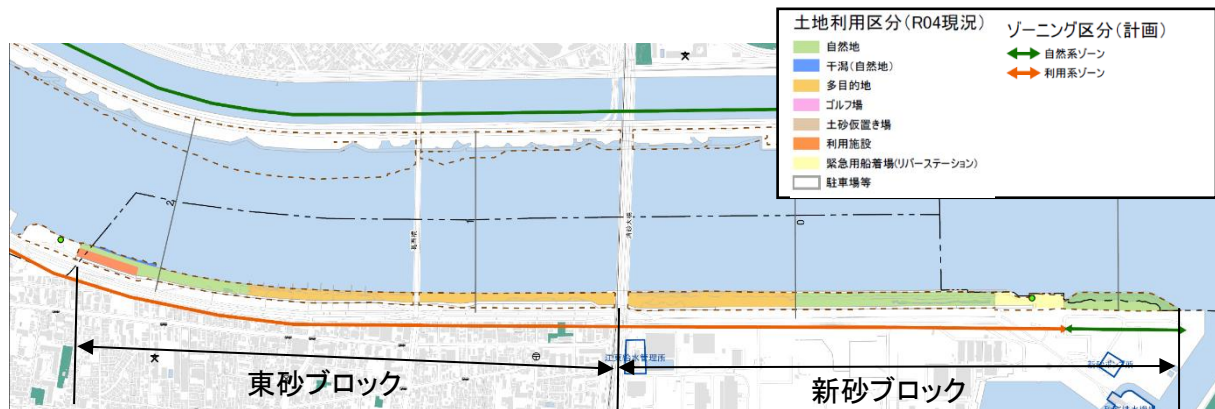
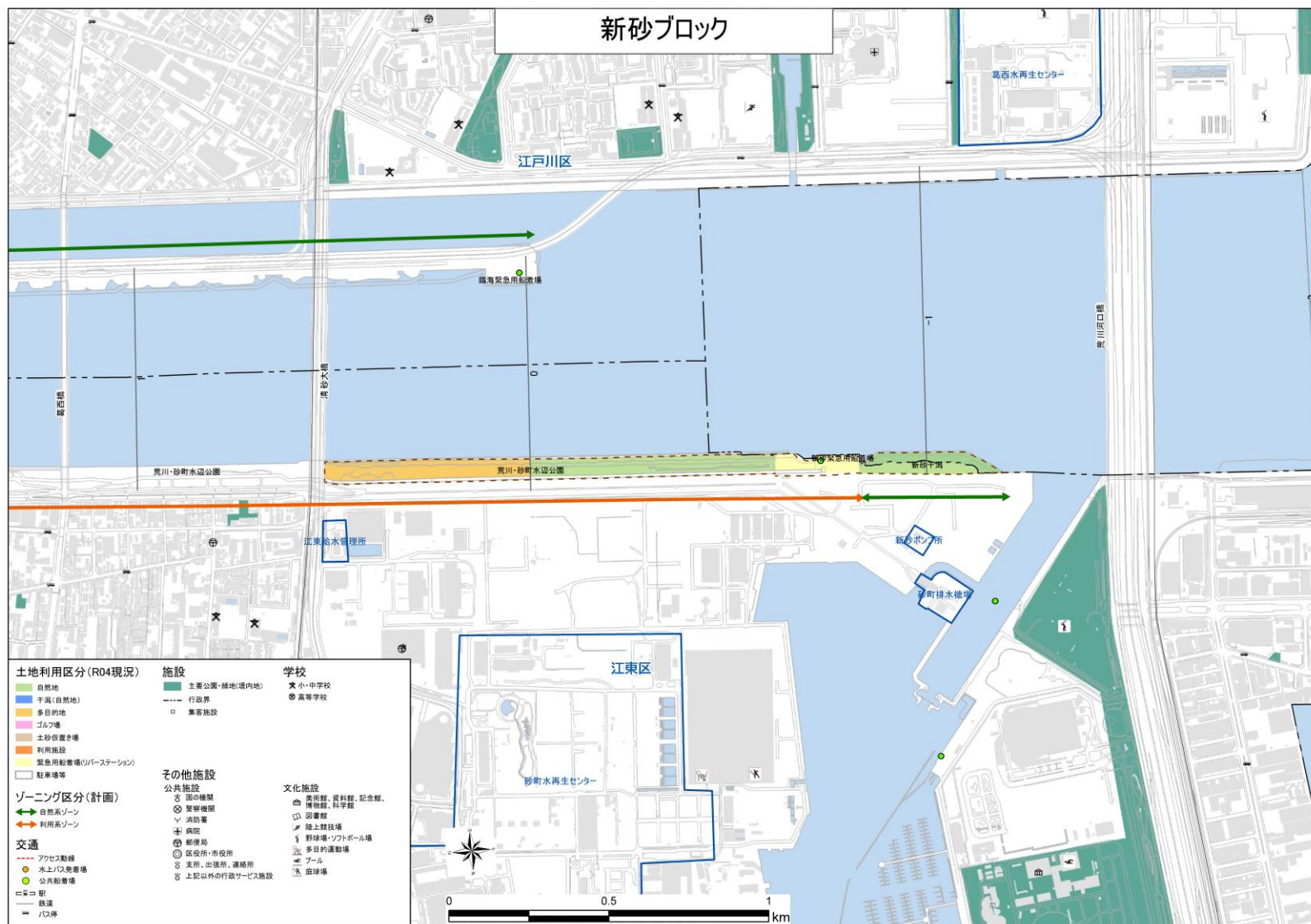


図 2-3 江東区におけるブロック区分



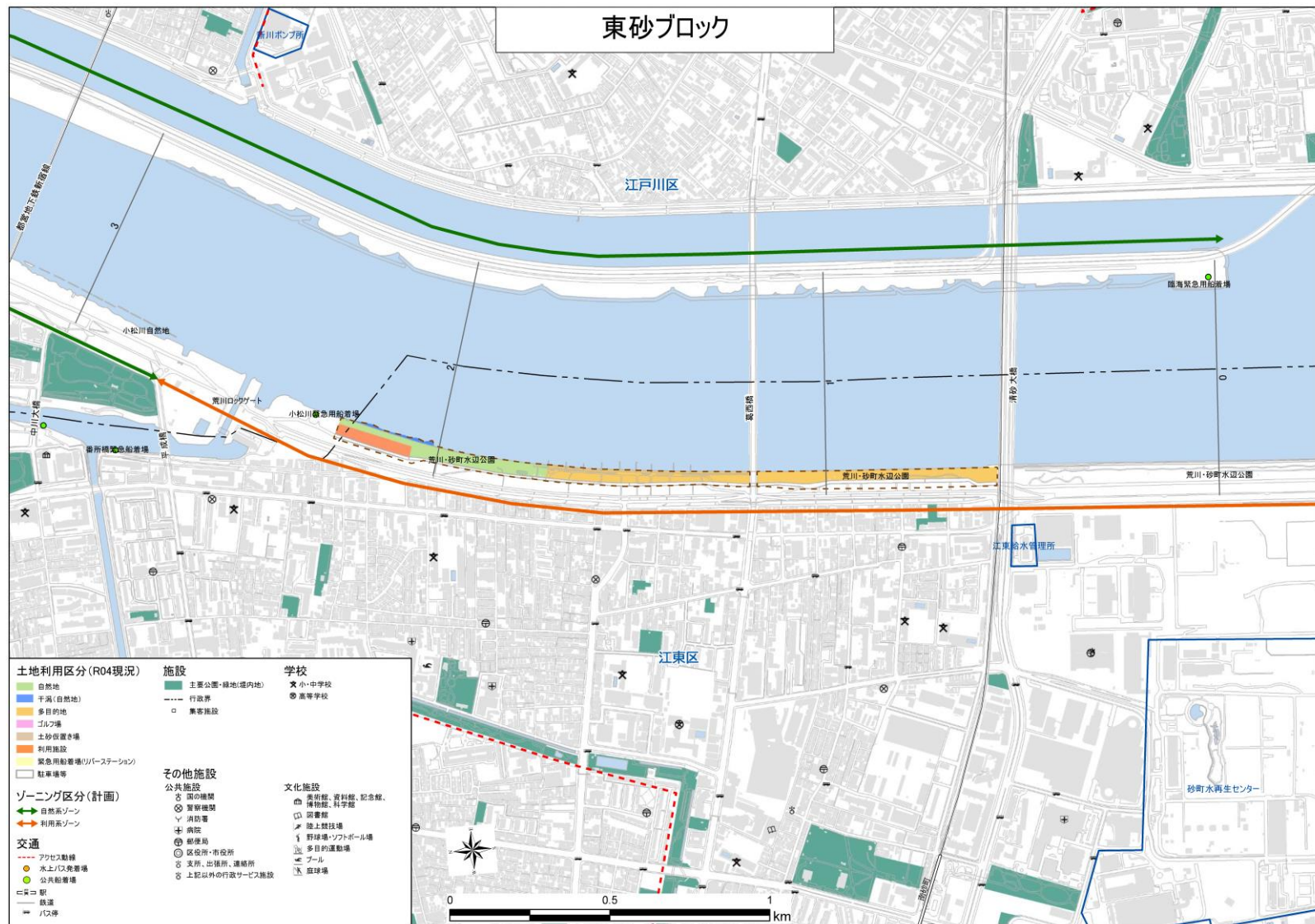


図 2-5 現況土地利用図 (東砂ブロック)

2.4.3. ブロック別計画

(1) 新砂ブロック

1) ブロックの概況

- ブロックの範囲
 - ・ 本ブロックは、区の南端に位置し、地下鉄東西線から河口部までの 1.9 km です。
- 荒川へのアプローチ
 - ・ 堤内地(市街地)と河川敷は堤防と道路で隔てられ、階段やスロープ等でアクセスします。
- 周辺土地利用
 - ・ 周辺は下水処理場などの公共施設や運河、夢の島公園や夢の島マリーナなどによる東京の代表的なウォーターフロントです。
- 地域と荒川の関わり
 - ・ ブロックの一部は荒川・砂町水辺公園として整備されており、都市域における貴重な水と緑のオープンスペースとして区民に親しまれています。
 - ・ 広域的にみると、ブロック周辺には「夢の島公園」「夢の島マリーナ」「砂町運河」のほか下水処理場の人工地盤にも「新砂運動場」などがあり、区民ばかりでなく都民の憩いの場にもなっています。
 - ・ 平成 6（1994）年 3 月に造成された荒川下流エコスペースは、下流側に細長い水面を有し、ヨシやオギを中心とした高茎草地在が優占しています。江東区内では、オオヨシキリやセッカといった草地性の鳥類の声を聞くことができる数少ない場所です。
 - ・ 河口に再生された新砂干潟は、水際にはヨシが優占しますが、水際の最前線ではイセウキヤガラが生育します。荒川水面と連続した江東区内唯一の干潟で、カニ類、カモ類などが見られる数少ない汽水域です
 - ・ 河川敷や堤防上には、ウラギク等の塩性植物が生息しています。



新砂ブロック付近の荒川（0km 付近）

2) これまでの成果

- ・ 治水対策として「堤防の緩傾斜化及び緑化」「高規格堤防の整備」を進めました。
また 震災時に荒川を復旧資機材や救援物資の輸送路として確保するため「緊急用河川敷道路の整備」と「緊急用船着場」を整備し、さらに全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・ 自然地の向上としては「荒川下流エコスペース」の整備を進めました。「荒川下流エコスペース」は、平成 6（1994）年 3 月に造成された自然地で、その面積は 1.3 ヘクタールあり、江東区内最大のビオトープです。
- ・ 新砂干潟は、岸辺に生態系を復元させるために再生した河口では初めての干潟として整備されました。
- ・ 清砂大橋南側には「川をきれいに 江東区」の花文字が植えられています。地下鉄東西線や橋の上から観ることができます。
- ・ 平成 30(2018)年度からは、区民に広く興味を持ってもらうため、「ネイチャーフェスタ！Koto」として保全体験や自然触れる講義を開催しています。
- ・ 荒川・砂町水辺公園として整備し、多目的広場として活用されています。



新砂干潟



荒川・砂町水辺公園内の陸上レーン

3) 今後の取り組み課題

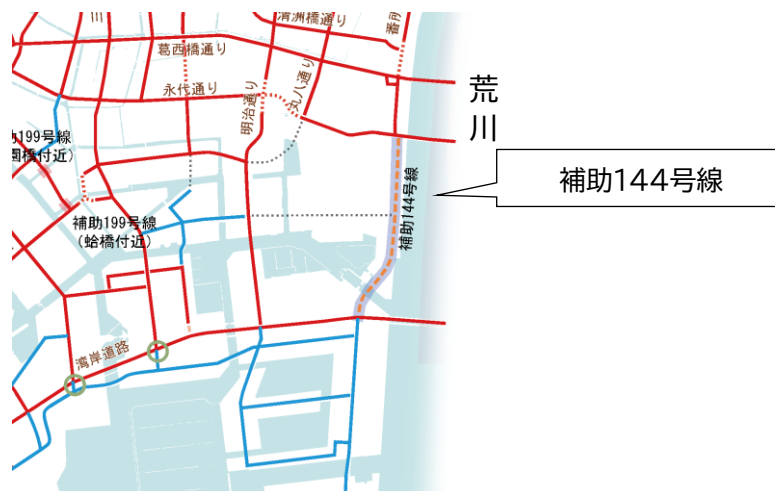
- ・ 近年は、ナガツルノゲイトウなどの外来種が荒川下流エコスペースなどの自然地に繁殖することが多くなっています。外来種は、地域の生態系に多大な影響を及ぼすため、抜本的な対策が必要です。



地面に繁殖するナガエツルノゲイトウ

(江東区都市計画マスタープラン2022より抜粋)

- ・ 荒川下流部における高規格堤防の整備が進められています。これまでの想定を超える水害にも対応可能な、防潮堤や護岸施設の整備が求められています。
- ・ 荒川、旧中川、横十間川、小名木川、仙台堀川公園などと共に水辺と緑を活かした「風の道」の創出など、ヒートアイランド現象による熱ストレスを軽減するための幅広い取組が必要です。
- ・ 都市計画道路の補助144号線では、南北の道路ネットワークの充実に向け、関係機関と連携した未供用区間の整備推進が求められています。



幹線道路ネットワーク図より抜粋（江東区都市計画マスタープラン2022）

4) ブロック別計画

＜ブロックの目標・整備方針＞

- ・ 河口部特有の自然地を保全・育成するとともに、水際を自然化し、河口部から上流への自然ネットワーク化を図ります。

＜ブロックの取り組み内容＞

- ・ 今後は、荒川・砂町水辺公園・荒川下流エコスペース・新砂リバーステーションなどの適切な維持管理に努め、利活用の促進を図っていきます。
- ・ 荒川砂町水辺公園から夢の島公園や若洲海浜公園、若洲公園を結ぶ散策コースなどの交通ネットワークを確保します。
- ・ 荒川下流エコスペースや新砂干潟を活用し、区内の貴重な自然環境とふれあうことができる場づくりとして、地域住民との協働による環境管理を図っていきます。
- ・ 新砂リバーステーションの活用により、地域の防災機能の向上を図るとともに、水辺の散策の場として活用していきます。

新砂ブロック

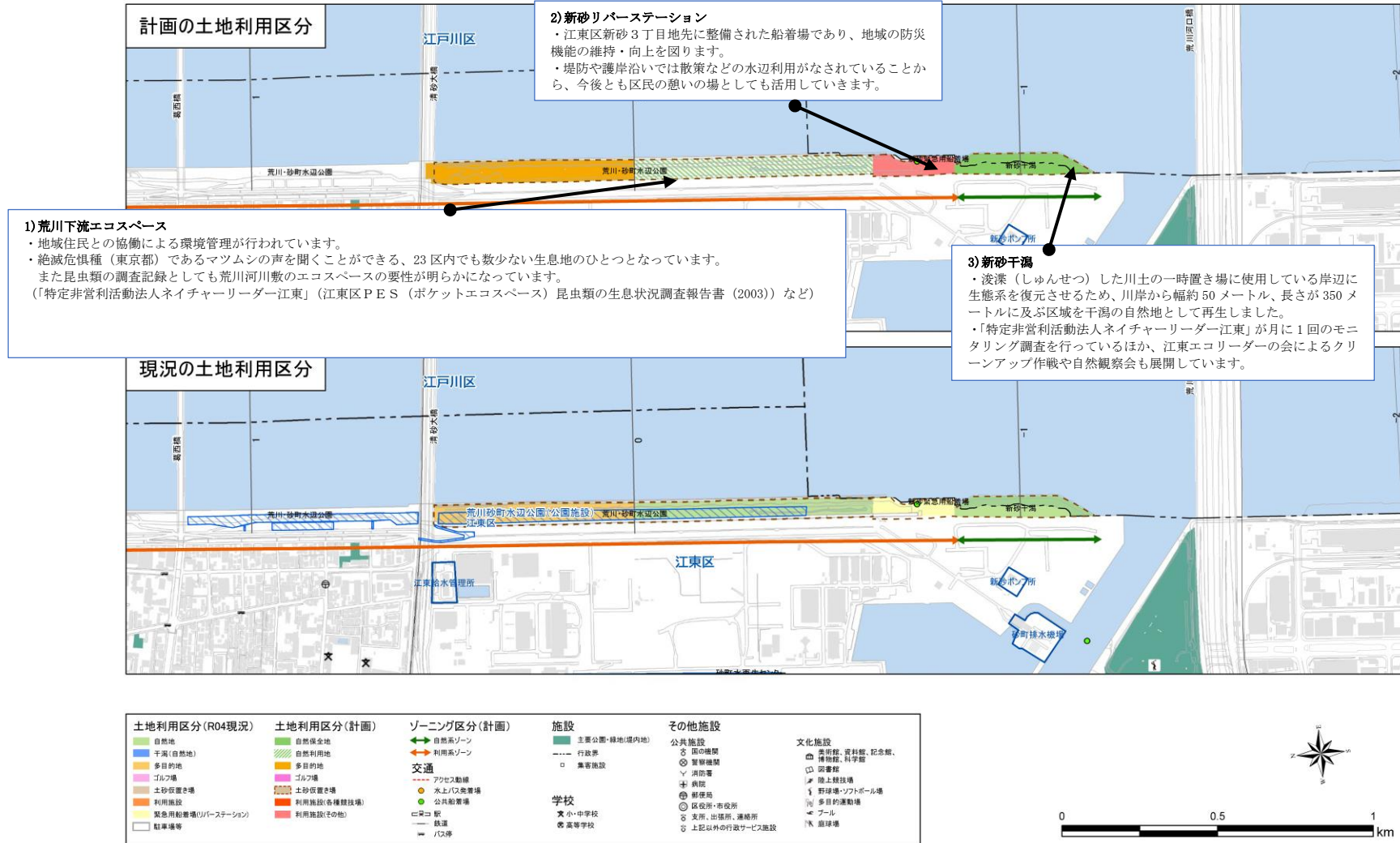


図 2-6 計画の土地利用計画図

新砂ブロック

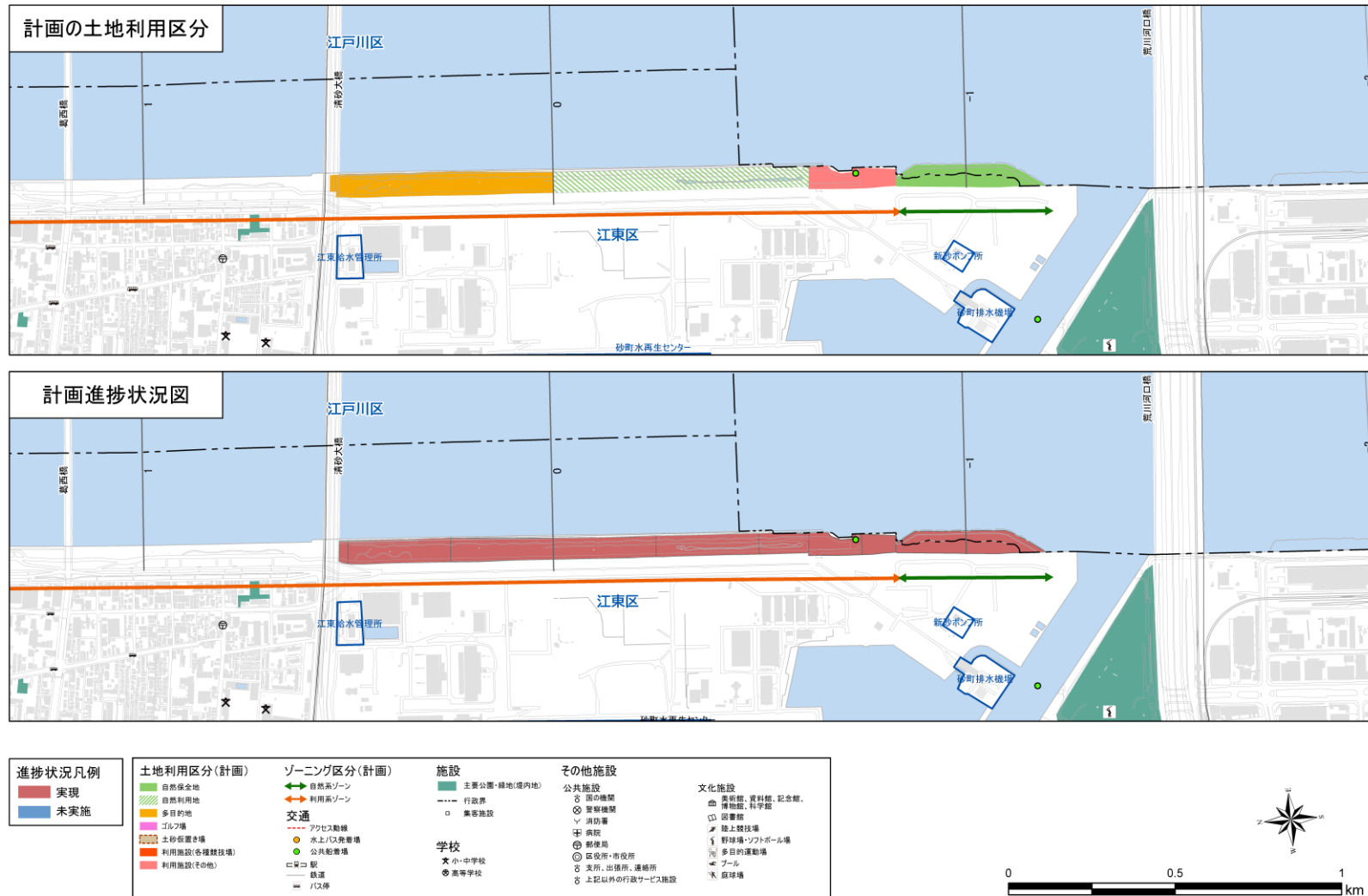


図 2-7 進捗状況図

【コラム：レッドデータリスト種の生息について】

「特定非営利活動法人ネイチャーリーダー江東」による記録・観察データをもとにした生物種リストから、荒川下流エコスペース並びに新砂干潟に生息する都並びに国のレッドデータリスト種（偶産・飛来種を含む）を調べると、44 種が上げられ、生物の生息環境として貴重な自然地となっていることがわかります。生物多様性が豊かな一方で、絶滅の危機に直面している種が多い地域という意味では、江東区における地域版ホットスポットともいえます。特に国 RDB 種 4 種や都の C R 種 5 種については極めて重要度が高いと考えられ、これらの保全手法の確立が求められます。

荒川下流エコスペース並びに新砂干潟に見られるレッドデータリスト種一覧

No.		科	種	都ランク									国ランク						
				EX	EW	CR	EN	VU	NT	DD	※	—	EX	EW	CR	EN	VU	NT	DD
1	植物	マメ科	クサネム				○									○			
2		シソ科	シロネ					☉									○		
3		キク科	ウラギク				☉											○	
4		ユキノシタ科	タコノアシ					○										☉	
5		カヤツリグサ科	イセウキヤガラ				○									○			
6	鳥類	サギ科	ダイサギ						○							○			
7			コサギ					☉											
8		カモ科	スズガモ								☉								
9		ハヤブサ科	チョウゲンボウ				☉												
10		シギ科	イソシギ					☉											
11		カモメ科	コアジサシ				☉										☉		
12		モズ科	モズ			○													
13		ウグイス科	ウグイス									☉							
14			オオヨシキリ			○													
15		ホオジロ科	オオジュリン						☉										
16	爬虫類	カナヘビ科	ニホンカナヘビ			○	○												
17		ナミヘビ科	アオダイショウ						☉										
18			ヒバカリ					☉											
19			ヤマカガシ				☉												
20		クサリヘビ科	ニホンマムシ				☉												
21	両性類	ヒキガエル科	アズマヒキガエル					○											
22		アマガエル科	ニホンアマガエル				☉												
23		アカガエル科	トウキョウダルマガエル				☉											○	
24	昆虫類	アオイトトンボ科	ホソミオツネントンボ					○											
25		ヤンマ科	アオヤンマ				☉											○	
26		トンボ科	アイコアカネ					○											
27			チョウトンボ						☉										
28		セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ					○										☉	
29		キリギリス科	シブイロカヤキリ(☆1)																
30		コオロギ科	タンボコオロギ(☆1)																
31		マツムシ科	マツムシ				☉												
32			ヒロバネカンタン(☆2)																
33		ヒバリモドキ科	キンヒバリ(☆1)																
34		ハンミョウ科	コハンミョウ(☆1)																
35		オサムシ科	ミイデラゴミムシ					○											
36		ガムシ科	ヒメガムシ(☆3)																
37			コガムシ(☆3)																○
38		クモバチ科(ハッコウバチ科)	クモバチ(クモバッコウ)						○										
39		ヤママユガ科	オオミズアオ					☉											
40	甲殻類	テナガエビ科	シラタエビ						○										
41		オサガニ科	ヤマトオサガニ								☉								
42		コメツキガニ科	チゴガニ								☉								
43			コメツキガニ								☉								
44		ベンケイガニ科	クロベンケイガニ								☉								

	2010年版の判定
○	2020年版の判定
☉	2010年 2020年 同じ判定

EX	絶滅	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下を含めすでに絶滅したと考えられるもの
EW	野生絶滅	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ですでに絶滅したと考えられるもの
CR	絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
EN	絶滅危惧ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
VU	絶滅危惧Ⅱ類	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
NT	準絶滅危惧	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
DD	情報不足	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていないもの
※	留意種	現時点では準絶滅危惧のレベルではないが、相対的に数が少ない種であり、容易に個体数が減少することがあり得るため、その動向に留意する必要があるもの
—	ランク外	上記カテゴリーに該当しないもの

2020年版で除外された理由	
☆1	…本土全域で生息分布状況が安定していると判断されるため
☆2	…近年確認される個体は逸出由来と考えられるため
☆3	…記録が少なく調査が必要なため

(2) 東砂ブロック

1) ブロックの概況

○ ブロックの範囲

- ・ 本ブロックは小名木川排水機場下流 200m から地下鉄東西線までの 1.7 kmです。

○ 荒川へのアプローチ

- ・ 堤内地(市街地)と河川敷は堤防と道路で隔てられ、階段やスロープ等でアクセスします。

○ 周辺土地利用

- ・ 周辺は古くからの埋立地で平坦な地形です。堤内地の土地利用は主に、中高層の住宅やマンションと一般住宅が混在する密集市街地です。

○ 地域と荒川の関わり

- ・ 広域的にみると、ブロック周辺には仙台堀川公園、城東公園などがあり、区民に憩いの場として親しまれています。
- ・ ブロックには荒川砂町水辺公園が整備されており、都市域における貴重な水と緑のオープンスペースとして区民に親しまれています。
- ・ 荒川砂町水辺公園において江東花火大会が開催されるとともに、葛西橋周辺は船宿が立地し、多くの方々の憩いの場として親しまれる場となっています。
- ・ 震災時に荒川を復旧資機材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段はジョギング、サイクリングなどに活用されています。
- ・ 平成 12(2000)年 3 月、河川敷にはヨシ原を中心とした自然保全地である砂村エコスペース（面積 3,587 m²）が整備されました。これは住民参画型での取り組みとして、区の原風景である砂村の風景を再現しようという試みで行われたものです。タコノアシ、ハンゲショウ、シロネ、タイコウガイゼキショウ等の今では希少となった植物の生息場所となっています。
- ・ NPO 法人ネイチャーリーダー江東の活動で、自然観察会が開かれており、自然に触れ合う活動を提供しています。
- ・ 東京消防庁第七方面本部と協力し、大規模な水防訓練の会場として利用しています。
- ・ 地下鉄東西線橋梁北側には「水彩都市 江東区」の花文字が植えられており、電車内から観ることができます。



東砂ブロック付近の荒川（1.0km～3.5km）

2) これまでの成果

- ・ 治水対策として、「堤防の緩傾斜化及び緑化」「堤防の耐震性向上対策」を進めました。
- ・ 震災時に荒川を復旧資機材や救援物資の輸送路として確保するため「緊急用河川敷道路の整備」を整備し、さらに全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・ 河川利用のため「堤防緑化と一体化した自然広場の整備」を進めました。
- ・ このブロック周辺には船宿が立地しており、水辺は屋形船や釣り船に活用されています。
- ・ 砂村エコスペースなどの自然地を活用し、自然保護活動や啓発を行ってきました。



堤防の緩傾斜化及び緑化



花壇の整備

3) 今後の取り組み課題

- ・ 近年は、ナガツルノゲイトウなどの外来種が砂村エコスペースなどの自然地に繁殖することが多くなっています。外来種は、地域の生態系に多大な影響を抜本的な対策が必要です。



ナガエツルノゲイトウの拡大写真

(江東区都市計画マスタープラン2022より抜粋)

- ・ 荒川下流部における高規格堤防の整備が進められています。これまでの想定を超える水害にも対応可能な、防潮堤や護岸施設の整備が求められています。
- ・ 旧中川、横十間川、小名木川、仙台堀川公園などと共に水辺と緑を活かした「風の道」の創出など、ヒートアイランド現象による熱ストレスを軽減するための幅広い取り組みが必要です。
- ・ 旧中川、横十間川、小名木川では、水彩軸の形成や散歩道の整備など、回遊性の高い水辺と緑のネットワークが望まれます。

4) ブロック別計画

＜ブロックの目標・整備方針＞

- ・ 荒川砂町水辺公園と市街地との結びつきを高めるとともに、大規模住宅団地内の緑化空間やオープンスペースを有効に活用することにより、暮らしと一体となったみどりの充実が望まれます。
- ・ 住宅地に接するこのブロックでは、公園施設の適切な維持管理に努め、区民がのびのびとくつろげる環境を確保します。
- ・ 上流部から続く自然地の連続性を考慮し、砂村エコスペースなどの自然地の適切な維持管理に努めます。

＜ブロックの取り組み内容＞

- ・ 河川敷はスポーツレクリエーションや自然観察など区民の憩いの場として整備されています。今後は維持管理の充実を図り、利活用の促進を図っていきます。また荒川砂町水辺公園は、区民の憩いの場としてテニスコートなどのスポーツレクリエーションや江東花火大会の会場などとしての利用促進を図ります。
- ・ 砂村エコスペースでは、地域住民による環境管理を支援し、今後も自然を守り育てていくとともに、自然観察や区民の憩い空間として活用していきます。



荒川で行われる江東花火大会

- ・ 区境近くの江戸川区側（小松川ブロック）には荒川ロックゲートがあり、荒川ロックゲート周辺では、本区、関係自治体（江戸川区）、大学、NPO 等、河川管理者（東京都、荒川下流河川事務所）が連携して利活用や防災機能の向上を検討していきます。

-
- ・ イベントや広報等を実施し、荒川ロックゲート周辺の資源を活用した賑わいの創出を目指します。



江東区側から見た荒川ロックゲート

東砂ブロック

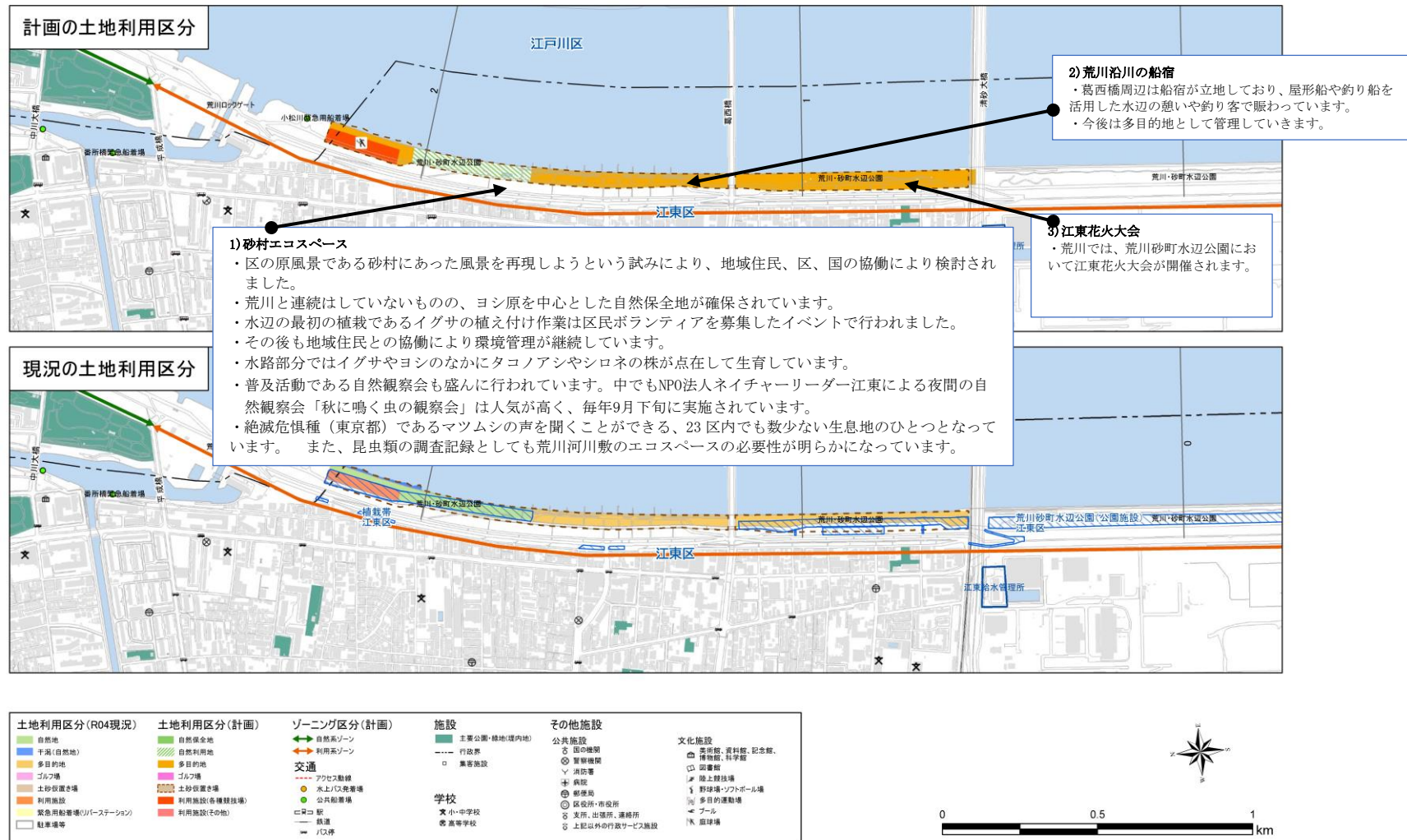
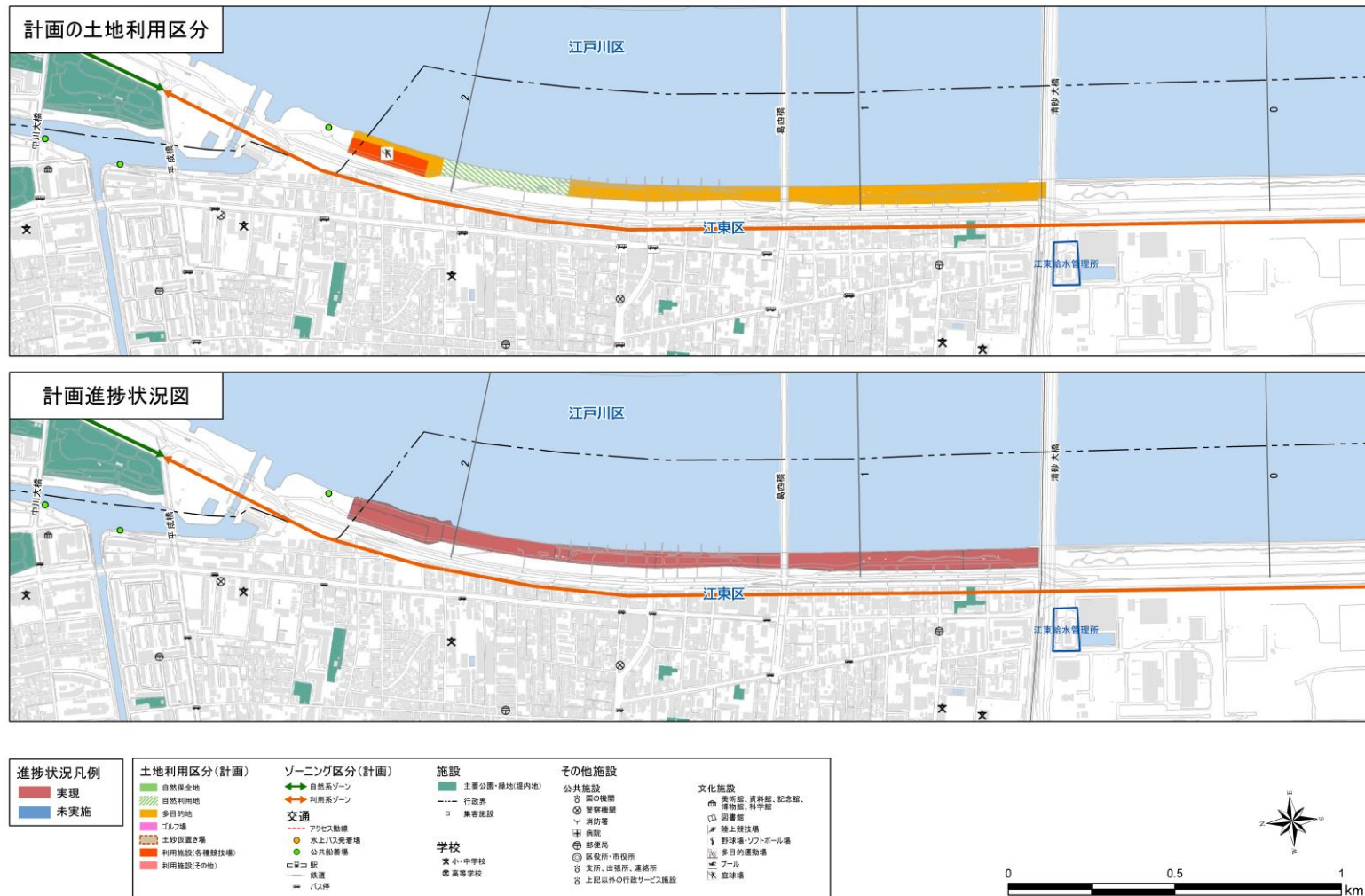


図 2-8 計画の土地利用計画図

東砂ブロック



2.5. 浸水対応型まちづくり

気候変動により降雨量などの外力が増大しいわゆるゼロメートル地帯を抱える東京の水害リスクがますます高まることが予想される中、令和元年東日本台風（台風19号）において広域避難の課題が浮き彫りになったことなどを受け、国や東京都は、令和2(2020)年12月に「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」をとりまとめ、「建築物等」「高台公園」「高規格堤防の上面活用」による「高台まちづくり」を推進することを示しました。

そのうち、「高規格堤防」について、国交省の定める「荒川水系河川整備計画」では、江東区含む荒川下流部の沿川1市8区が高規格堤防区間と位置付けられており、今後も引き続き整備を推進することとしています（図1）。

また、江東区では、建築物等による高台まちづくりの実現に向け、令和6(2024)年3月に「江東区浸水対応型まちづくりビジョン」を策定しました。本ビジョンに基づき垂直避難先の拡充を図ります（図2）。

具体的には、大規模開発や大規模団地等の建替えを契機として「浸水対応型拠点建築物」を整備し、救助機能により垂直避難先間や浸水区域内外をつなぐ「浸水対応型拠点エリア」を形成します。これらを面的に広げていく「浸水対応型まちづくり」を推進することにより、大規模水害による犠牲者ゼロを目指します（図3）。

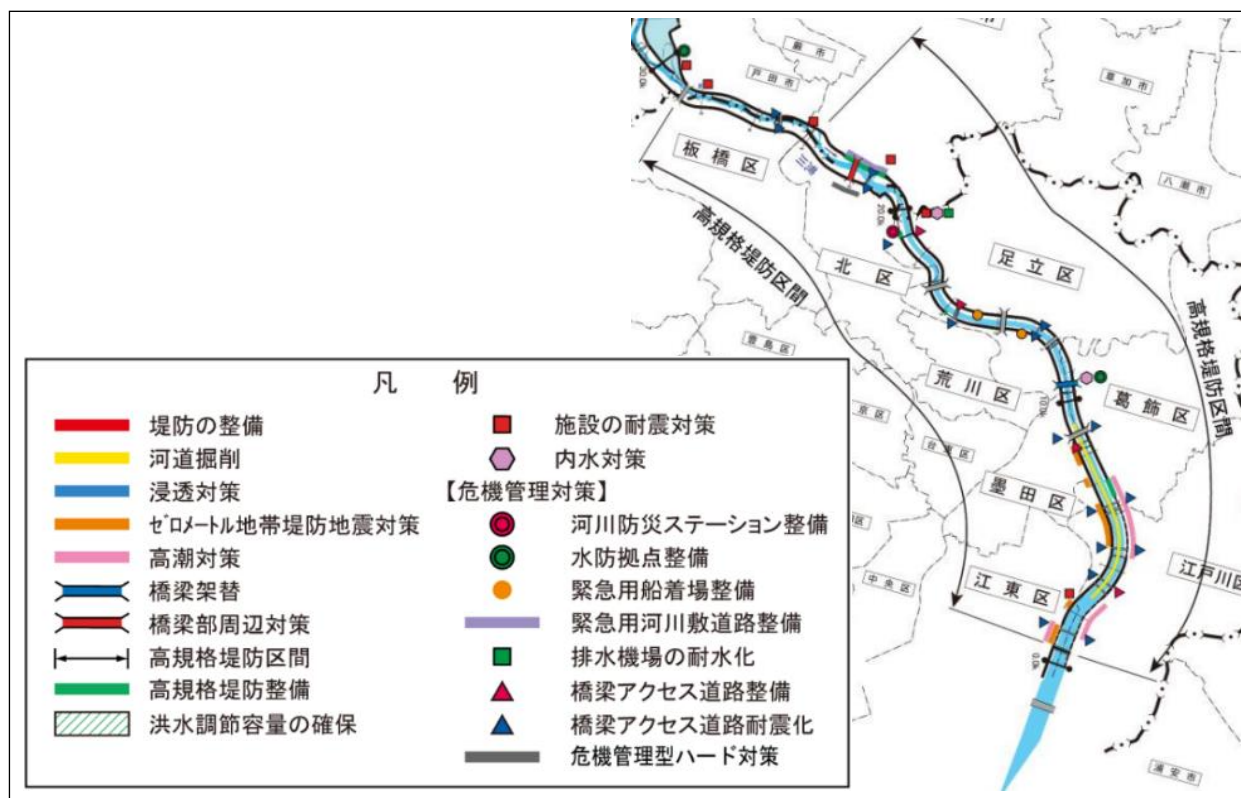


図1：荒川水系河川整備計画（R2.9策定）より高規格堤防区間を拡大

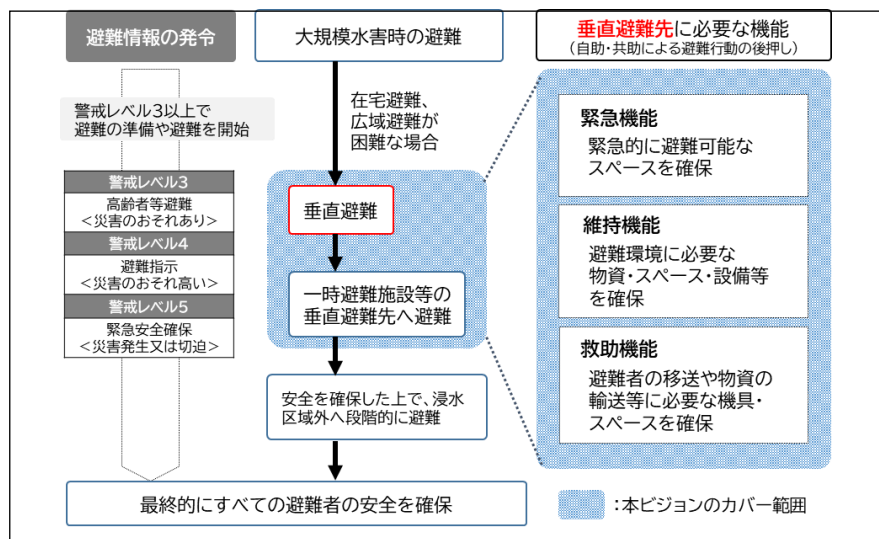


図2：垂直避難先に必要な機能

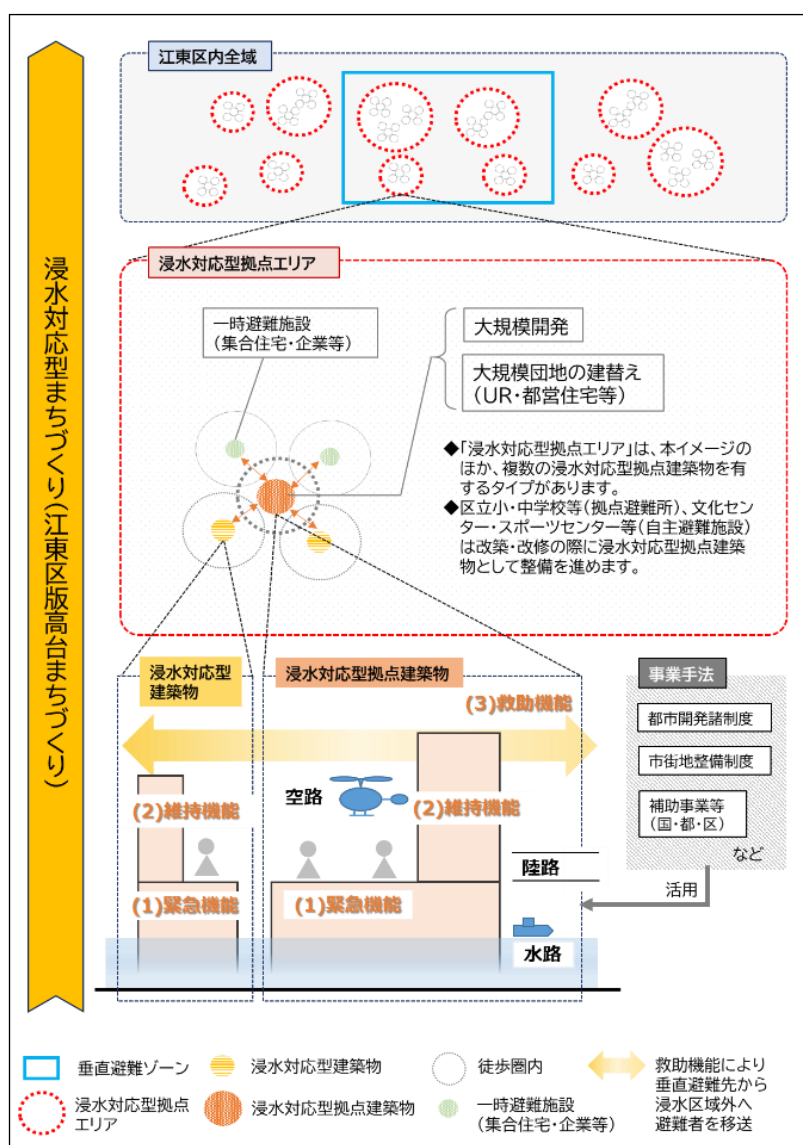


図3：浸水対応型拠点エリアの形成

3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画」の実現をめざし、これまで沿川住民と沿川自治体で協議を行い、各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も引き続き沿川住民と沿川自治体・荒川下流河川事務所との協働による計画の推進がますます重要です。

以上を受け、第3章では、沿川住民と沿川自治体や荒川下流河川事務所のなすべき役割分担を明らかにすると共に、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1. 基本的な考え方

3.1.1. 維持・管理の検討背景

地区別計画は、全体構想書や推進計画の方針に従い、沿川自治体ごとに概ね20～30年を目途とした具体的な実施計画を示したものです。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、沿川住民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適性に管理していくことが一層重要となってきます。また、沿川住民や活動団体による住民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り、環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。一方で、住民活動の継続的な実施に向けては、ボランティアの高齢化と後継者が育たないことが課題として挙げられ、荒川を通じた環境学習による持続可能な社会の人材づくりが重要です。

更に、これからの川づくり計画は、単に創るためだけのものではなく、荒川を守り育てていく計画としても機能することが大切です。今後は、更に多様な方々に参画していただき、住民活動と行政の連携を深めて持続的に荒川を育てていくため、柔軟な社会対話に基づくパートナーシップ構築をめざし、沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する沿川住民、企業等あらゆる関係者との協働により流域全体で荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

3.1.2. 維持・管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていなかったこと、等の理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない自然地では、洪水時の漂着ごみの放置や不法居住、ごみの不法投棄等の問題が指摘され、河川敷における利用上の安全性、利活用への支障が問題となっています。

また、利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、ゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ごみの不法投棄、ノーリードでの犬の散歩・糞の放置等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3. 維持・管理計画の手法

沿川住民に多種多様に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うと共に、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

3.2. 行政と沿川住民の役割

沿川住民と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と沿川住民活動の役割分担を明確化し、沿川住民が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「住民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため荒川下流河川事務所は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取組を行います。

沿川自治体は河川敷を利用する沿川住民への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取組を行います。

沿川住民は公共空間である荒川河川敷において、ごみを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本になります。

3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理

河川管理者（荒川下流河川事務所）は、荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取組を行っていきます。

「河川の現状把握」のための対策としては、測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等のパトロール、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

「維持管理水準の確保」のための対策としては、堤防の草刈り等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕などを行っていきます。

「快適な利用の提供」としては、護岸、坂路、散策路などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

また、荒川や荒川知水資料館等の施設や水辺の楽校を治水・防災、まちづくり、自然体験等の教育の場として活用し、持続可能な社会の人材づくりを進めます。具体的には、小・中・高等学校の防災教育等や、大学等の研究活動と連携を深めていきます。

3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理

沿川自治体は、荒川の河川敷の占用区域の維持管理を担当しています。占用区域の用途としては大別して公園（自然地含む）とグラウンド部分の2つからなり、各々について以下のような維持管理をしています。

公園（自然地含む）については、ごみの清掃、除草やヨシの刈り取り、花壇管理、ベンチ等の施設の修繕を行います。

樹木については、剪定や健全度調査をするなど、ある程度人の手をいれた維持管理をしています。

グラウンド部分については、芝刈りやトイレ、ごみ等の清掃を行い、適切に維持管理をしています。

3.2.3. 沿川住民が行う維持管理

沿川住民が行う維持管理としては、通常時における節度のある利用（ごみは捨てない、マナーを守った利用）による適切な管理が期待されます。

また、ボランティアや団体活動の取組としては、動植物調査等による情報提供、外来種の駆除、クリーン活動、川の通信簿の実施、不法行為の監視などの、河川の状況を把握するための調査・巡視・定期点検や河川の維持管理水準を維持するために必要な活動、ワンド・生物の生息空間等の管理や自然観察会等の実施などの、河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

3.2.4. 協働で行う維持管理

荒川の良い河川空間を維持管理することは荒川下流河川事務所、江東区、沿川住民それぞれが単独では行うことができません。お互いの役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすと共に、連携し協働した維持管理をしていくことが必要となります。

荒川下流河川事務所、江東区及び沿川住民の役割分担の例を以下に示します。

表 3-1 維持管理の役割分担

管理の手法 ※治水のための管理項目	管理の主体		
	荒川下流 河川事務所	沿川自治体	沿川住民
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集（測量）			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
○基本データ収集（河道状況把握）			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○	○	○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
○基本データ収集（水文調査）			
水位・水質観測※	○		
○河川区域等における不法行為の発見			
不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		○
維持管理水準を維持するために実施すべき対策			
○河川敷の清掃管理			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、トイレ・運動場等の清掃		○	○
○河川敷の植物管理			
高水敷の占用施設の除草・大規模な機械除草、除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理	○	○	○
○河川敷の施設管理			
トイレ、遊具、ベンチ、安全柵、看板、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	○
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕※	○		
○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応			
住民（水防団）、自治体、国の連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
渇水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	○
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
○河川区域等における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）	○	○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○	○	○
大学と連携した調査・研究			
維持管理のための活動支援（用具提供など）	○	○	○
維持管理のための仕組みづくり（組織・制度など）	○		○
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	○

3.3. 河川敷の占用状況

江東区の占用状況は、図 3-1～図 3-2 の通りです。占用区間については、前項の「3.2 行政と沿川住民の役割」をふまえ、図 3-3 に示す維持管理のイメージに沿って管理・維持を行います。

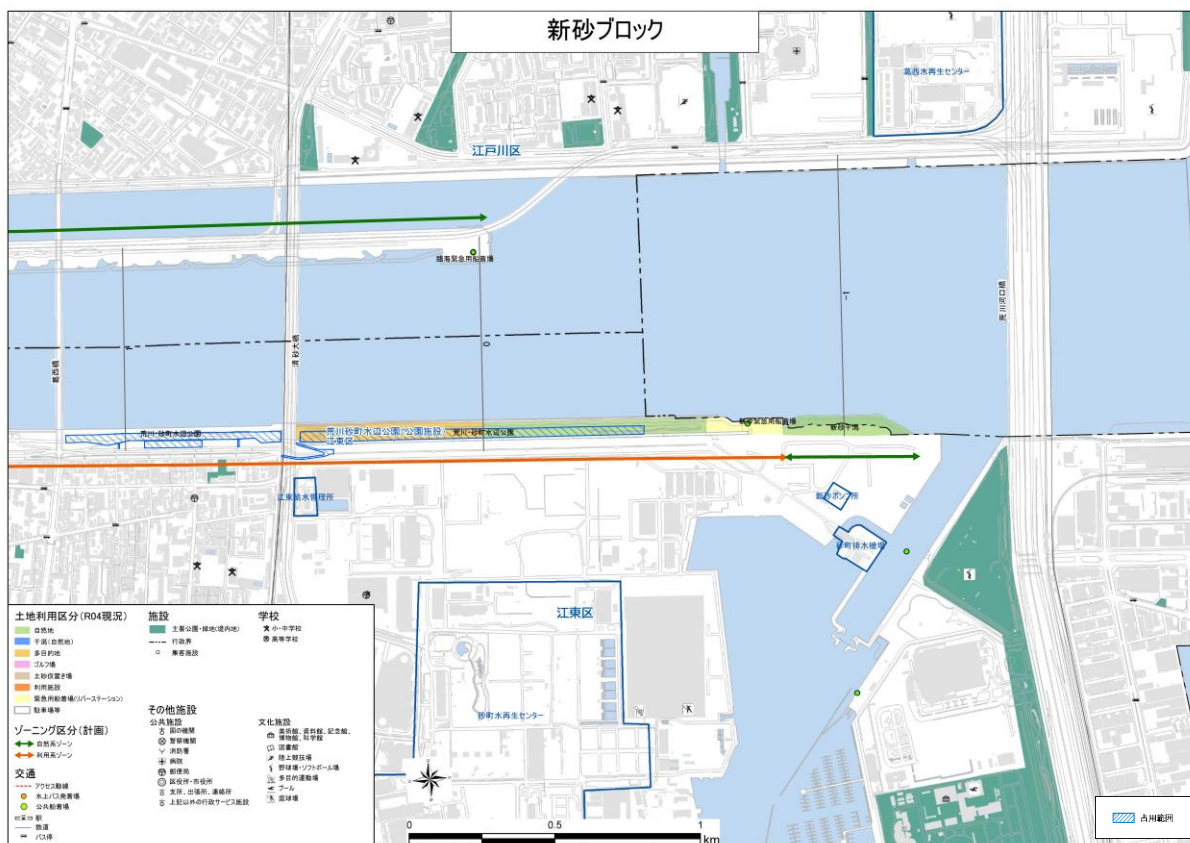


図 3-1 占用状況図（新砂ブロック）

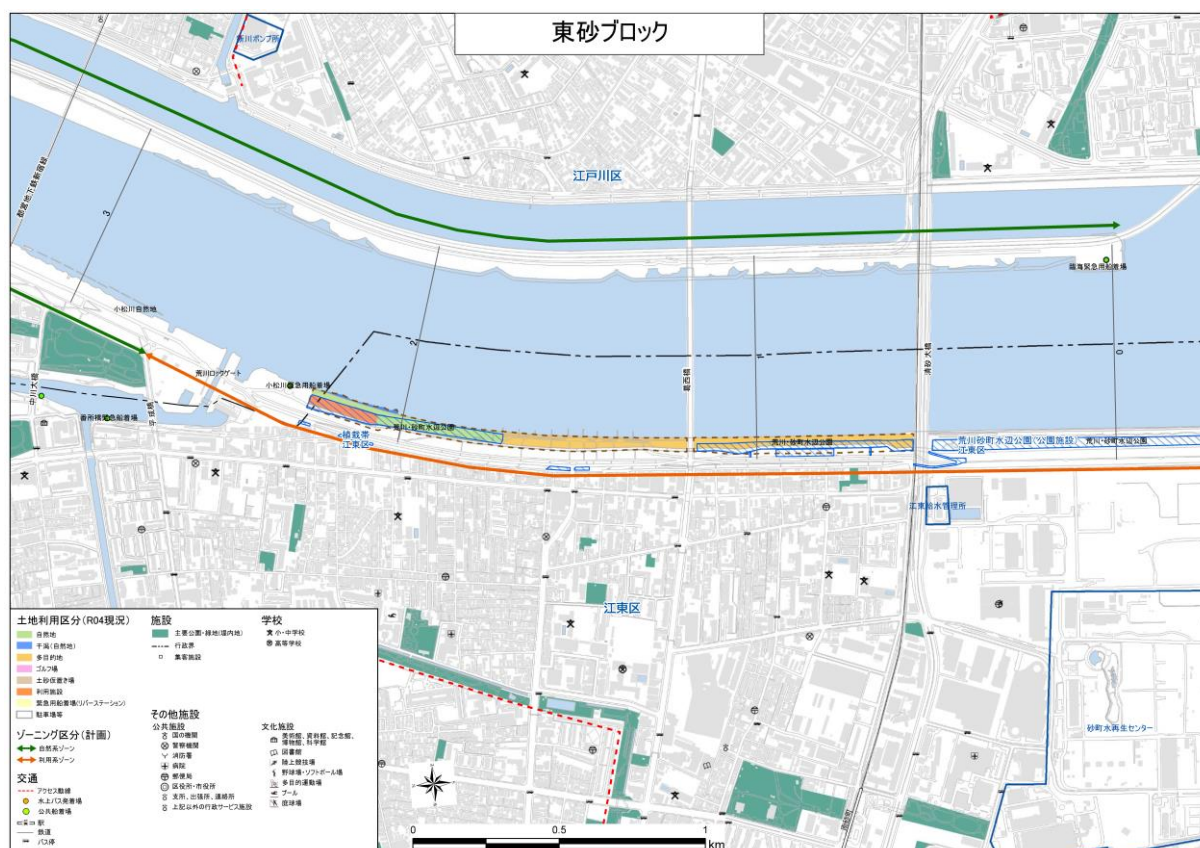


図 3-2 占用状況図(東砂ブロック)

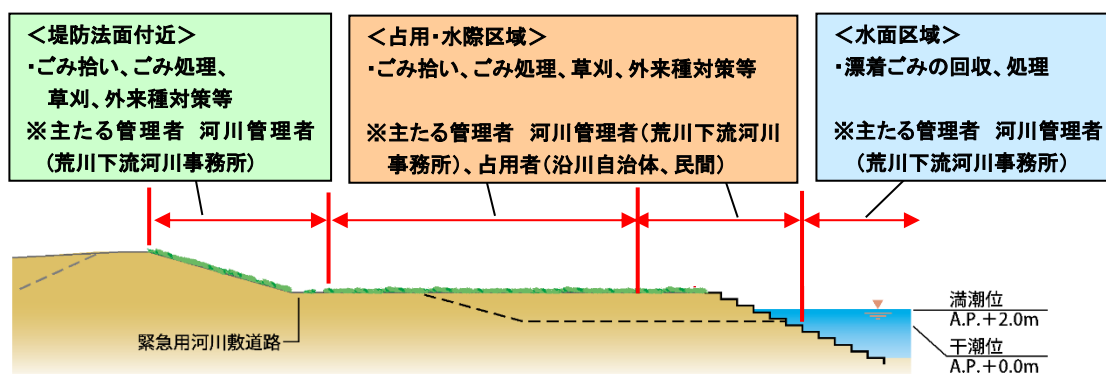


図 3-3 河川敷における維持管理のイメージ

3.4. 自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では様々な沿川住民による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する沿川住民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と沿川住民の連携のもと、将来に渡り継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる住民活動への支援を推進する必要があります。

江東区では自らできる川づくり支援のメニューを以下のとおりとし、荒川下流河川事務所と共に取り組んでいきます。

1 自然とのつきあい事業（担当部署 江東区土木部施設保全課）

ポケットエコスペースの維持管理など、自然環境の保全及び育成のための支援を行う。

2 環境学習講座（担当部署 環境学習情報館【えこっくる江東】）

環境に関する講座を開催し、自然の保全の啓発を行う。

○令和5（2023）年度に荒川で開催された講座の例

講座名	講師	内容
親子で新砂干潟観察会	江東エコリーダーの会	干潟の生物観察やごみ拾いを体験する。
目指すは昆虫博士！～探して捕まえて観察しよう～	NPO 法人生態教育センター	荒川河川敷で昆虫採集と観察をする。
秋に鳴く虫の観察会	NPO 法人ネイチャーリーダー江東	荒川河川敷の草原で鳴く虫の声を聴きその姿を観察する。
自然環境を守る体験をしてみよう！	NPO 法人ネイチャーリーダー江東	ビオトープで外来の植物や生物の駆除を体験する。

4. 計画の実施に向けて

地区別計画は、各地区における概ね 20～30 年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。推進するにあたっては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第 4 章では、今後も地域と共に地区別計画を推進していける仕組み、計画変更プロセス及びフォローアップ方法を示します。

4.1. 推進の仕組み

地区別計画はこれまで、沿川住民との議論を踏まえて、沿川自治体の協力のもと「荒川の将来を考える協議会」によって計画の策定・推進を図ってきました。

計画の更なる推進に向けては、今後も地域との協働により地区別計画の取組を推進していくことが重要です。このため、「荒川の将来を考える協議会」において、計画のフォローアップシステムとしての PDCA サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

計画の推進体制は、地区別計画の策定主体である沿川自治体と河川管理者だけでなく、「沿川住民・活動団体等」と「行政」が連携・協働のうえで整備や維持管理を実施していきます。

4.2. 計画書の周知

地区別計画を沿川住民と行政の連携・協働のもと推進するためには、本計画を沿川住民に広く周知していく必要があります。このため、荒川下流河川事務所・沿川自治体 HP への掲載による計画の周知・広報を推進します。

4.3. 計画のフォローアップ

地区別計画では、計画の進捗状況などを経年的に把握し、課題が見られた場合等に迅速に対応することを目的に、計画のフォローアップを実施します。

4.4. 計画の変更プロセス

フォローアップ等を踏まえ、計画の理念・川づくりの考え方等について乖離が見られると判断された場合、社会情勢の変化に対応する場合、新たなニーズや課題等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを検討します。

● お問い合わせ

荒川の将来を考える協議会 事務局

江東区役所 土木部 河川公園課 TEL：03-3647-2538

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 流域治水課 TEL：03-3902-2311

荒川下流河川事務所ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html>
